

令和6年第3回下仁田町議会定例会会議録第2号（11日）

招集年月日	令和6年9月9日								
招集の場所	下 仁 田 町 議 会 議 場								
開閉会日時 及び宣言	開 会	令和6年 9月 9日午前10時00分				議 長	佐 藤 博		
	閉 会	令和6年 月 日午後 時 分				議 長			
議員出席状況	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏 名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応 招 10名 不 応 招 0名 出 席 10名 欠 席 0名 欠 員 0名	1	並 木 一 夫	○	○	6	木 暮 弘 元	○	○	
	2	小 井 土 光 弘	○	○	7	岩 崎 正 春	○	○	
	3	大 手 博 幸	○	○	8	佐 藤 博	○	○	
	4	佐々木 信 也	○	○	9	千 野 榮 治	○	○	
	5	岡 田 邦 敏	○	○	10	堀 口 博 志	○	○	
【凡 例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す									
会議録署名議員	6番	木 暮 弘 元		7番	岩 崎 正 春				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事 務 局 長	佐 藤 正 明		書 記	石 井 史 子				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町 長	原 秀 男		福 祉 課 長	市 川 博 生				
	教 育 長	里 見 立 夫		保 健 課 長	今 井 美 和				
	総 務 課 長	下 山 光 一		農 林 課 長	佐 藤 圭 司				
	企 画 課 長	神 戸 領 栄		商 工 観 光 課 長	林 光 一				
	住 民 税 務 課 長	小 金 澤 康 夫		建 設 水 道 課 長	鈴 木 昌 吾				
	会 計 課 長	東 間 克 敏		教 育 課 長	荻 野 文 昭				

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について
- 報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について
- 2 第39号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について
- 3 第40号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について
- 4 第41号議案 下仁田町土地開発基金条例の一部を改正する条例
- 5 第42号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 6 第43号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第44号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 第45号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 9 第46号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 10 第47号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 11 第48号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）
- 第49号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第50号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第51号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計予算補正予算（第1号）
- 第52号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第53号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第1号）
- 12 第54号議案 令和5年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第55号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第56号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第57号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第58号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第59号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 13 陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての陳情書

会 議 の 経 過

開 会 令和6年9月11日 午前10時00分

○議長 佐藤博 これから本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、を総務課長に報告を求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、報告第3号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第3号 令和5年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、令和5年度決算における健全化判断比率について、別紙監査委員の意見を付して、次のとおり報告いたします。

記、実質赤字比率、数値なし。連結実質赤字比率、数値なし。実質公債比率、7.8%。将来負担比率、数値なし。いずれの数値も早期健全化基準比率以内でございます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告いたします。

○議長 佐藤博 次に、報告第4号 令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について、を建設水道課長に報告を求めます。建設水道課長
(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、報告第4号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第4号 令和5年度決算に基づく公営企業資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、

令和5年度における公営企業資金不足比率を、別紙監査委員の意見をつけて次のとおり報告します。

記、特別会計の名称、水道事業会計、浄化槽整備事業特別会計、いずれの会計におきましても資金不足の状態ではございませんので、資金不足比率欄には数値が記載されておられません。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上、報告させていただきます。

○議長 佐藤博 次に、報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について、を商工観光課長に報告を求めます。商工観光課長
(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、報告第5号を朗読し、ご報告申し上げます。

報告第5号 有限会社産業開発しもにた経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、有限会社産業開発しもにたの経営状況を、別紙のとおり報告する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、添付書類の有限会社産業開発しもにた決算報告書(第22期)でございますが、さきの全員協議会でご報告、ご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 以上で報告は終わりました。

○議長 佐藤博 次に、日程第2、第39号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任についてを議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長
(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第39号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第39号議案 下仁田町等公平委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田等公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX。氏名、小井土久雄、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX。任期、令和6年10月1日から令和10年9月30日まで。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございます。小井土久雄氏が令和6年9月30日をもって、任期満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第39号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第3、第40号議案 下仁田町教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。教育課長
(荻野文昭教育課長 登壇)

○教育課長 荻野文昭 命によりまして、第40号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第40号議案 下仁田町教育委員会委員の任命について。

下記の者を下仁田町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX。氏名、佐藤文彦、XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX。任期、令和6年10月1日から令和10年9月30日まで。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、大井田文雄氏の任期が令和6年9月30日に満了となるためでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第40号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第4、第41号議案 下仁田町土地開発基金条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。企画課長

(神戸領栄企画課長 登壇)

○企画課長 神戸領栄 命によりまして、第41号議案を朗読し、ご提案、ご説明

申し上げます。

第41号議案 下仁田町土地開発基金条例の一部を改正する条例。

下仁田町土地開発基金条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第41号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第42号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第42号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第42号議案 下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民年金、健康保険条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明申し上げますので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は令和6年12月2日から施行する。

以下の内容につきましても省略させていただきます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第42号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第43号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第43号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第43号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

2ページをお願いいたします。

附則、この条例は令和6年12月2日から施行する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第43号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第7、第44号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第44号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第44号議案 下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、改正内容につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明申し上げますので、省略させていただきます。

11ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

12ページをお願いします。

以下の内容につきましても省略させていただきます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第44号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第44号議案は原案のとおり可決されま

した。

○議長 佐藤博 次に、日程第8、第45号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第45号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第45号議案 下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下、条例内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以下の内容につきましても省略させていただきます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第45号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第45号議案は原案のとおり可決されま

した。

○議長 佐藤博 次に、日程第9、第46号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第46号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第46号議案 下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

4ページをお願いします。

以下の内容につきましても省略させていただきます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第46号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第46号議案は原案のとおり可決されま

した。

○議長 佐藤博 次に、日程第10、第47号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第47号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第47号議案 下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

下仁田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

以下の内容につきましても省略させていただきます。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第47号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第11、第48号議案から第53号議案までの各議案を一括議題といたします。

第48号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）について
提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

（下山光一総務課長 登壇）

○総務課長 下山光一 命によりまして、第48号議案を朗読し、ご提案、ご説明
申し上げます。

第48号議案 令和6年度下仁田町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度下仁田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ
による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ
1億8,050万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ
れぞれ54億9,068万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入です。11款地方交付税2億1,751万円、15款国庫支出
金27万7,000円、16款県支出金36万円、19款繰入金1億41万
2,000円の減、20款繰越金9,271万4,000円、21款諸収入
2,385万4,000円、22款町債5,380万円の減、歳入合計53
億1,017万8,000円に1億8,050万3,000円を追加し、54
億9,068万1,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

続いて歳出です。1款議会費35万2,000円、2款総務費1億890
万7,000円、3款民生費180万6,000円の減、4款衛生費1,872
万3,000円、6款農林水産業費34万円、7款商工費1,611万円の
減、8款土木費6,891万1,000円、10款教育費118万6,000
円、歳出合計53億1,017万8,000円に1億8,050万3,000
円を追加し、54億9,068万1,000円としたいとするものです。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）です。起債の目的は、過疎対策事業債、限度
額2億1,650万円から7,250万円を減額し、限度額を1億4,400
万円に。地方道路等整備事業債、限度額270万円を全額減額しゼロ円に。

防災対策事業債、限度額540万円に500万円を追加し、限度額1,040万円に。緊急自然災害防止対策事業債、限度額1,640万円に1,620万円を追加し、3,260万円に。臨時財政対策債、限度額730万円に20万円を追加し、750万円にしたいとしますのでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。

5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては、省略をさせていただきます。また、7ページの2、歳入、9ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第49号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、第50号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び第51号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

（市川博生福祉課長 登壇）

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第49号議案から第51号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第49号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ305万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,652万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入でございます。7款繰越金305万円、歳入合計9億8,347万2,000円に305万円を追加し、9億8,652万2,000円とし

たいとするものです。

次に歳出でございます。10款予備費305万円、歳出合計9億8,347万2,000円に305万円を追加し、9億8,652万2,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。

5ページ、2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明させていただいておりますので、省略させていただきます。

次に、第50号議案をお願いいたします。

第50号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,360万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出補正予算でございますが、款の区分と補正予算の額を申し上げます。

歳入でございます。3款繰入金137万円の減、4款繰越金166万7,000円、歳入合計1億7,331万1,000円に29万7,000円を追加し、1億7,360万8,000円としたいとするものです。

次に歳出でございます。1款総務費29万7,000円、歳出合計1億7,331万1,000円に29万7,000円を追加し、1億7,360万8,000円としたいとするものです。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございますが、1、総括表につきましては省略させていただきます。

4ページ、2、歳入、3、歳出につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明差し上げておりますので、省略させていただきます。

次に、第51号議案をお願いいたします。

第51号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,780万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,239万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに歳入でございます。3款国庫支出金86万円の減、4款支払基金交付金94万2,000円の減、5款県支出金109万1,000円の減、7款繰入金59万8,000円の減、8款繰越金7,129万2,000円、歳入合計13億9,459万2,000円に6,780万1,000円を追加し、14億6,239万3,000円としたいとします。

3ページをお願いいたします。

次に歳出でございます。2款保険給付費1,311万3,000円の減、4款基金積立金345万7,000円、5款地域支援事業費962万2,000円、7款諸支出金9,783万5,000円、歳出合計13億9,459万2,000円に6,780万1,000円を追加し、14億6,239万3,000円としたいとします。

4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。

6ページ、歳入、8ページ、歳出につきましては、さきの全員協議会におきましてご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第52号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計補正予算（第1号）及び第53号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第52号議案及び第53号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第52号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計補正予算(第1号)。

総則、第1条、令和6年度の下仁田町水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度下仁田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

支出、第1款水道事業費用、2億4,692万5,000円、145万6,000円の増、2億4,838万1,000円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入が資本的支出額に対し不足する6,739万7,000円」を、「資本的収入が資本的支出額対し不足する額7,569万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額273万1,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額348万5,000円」に、「済積立金1,523万1,000円」を「済積立金2,277万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入、8,601万7,000円、1,465万円の増、1億66万7,000円。

支出、第1款資本的支出、1億5,341万4,000円、2,294万4,000円の増、1億7,635万8,000円。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次のページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、第53号議案でございます。

令和6年度下仁田町浄化槽事業会計補正予算(第1号)。

総則、第1条、令和6年度下仁田町浄化槽事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和6年度下仁田町浄化槽事業会計予算第

3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款浄化槽事業収益、5,310万5,000円、235万4,000円の増、5,545万9,000円。

支出、第1款浄化槽事業費用、5,310万5,000円、235万4,000円の増、5,545万9,000円。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第48号議案から第53号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたします。

それでは、質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第48号議案から第53号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第12、第54号議案から……

休憩の申出がありましたので、ここで暫時休憩いたします。

再開を11時としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前10時59分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

次に、日程第12、第54号議案から第59号議案までの各議案の一括議題といたします。

まず、第54号議案 令和5年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由の説明を総務課長に求めます。総務課長

(下山光一総務課長 登壇)

○総務課長 下山光一 命によりまして、第54号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書の3ページをお願いいたします。

第54号議案 令和5年度下仁田町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度下仁田町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

4ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町一般会計歳入歳出決算書。

初めに歳入でございます。款の区分と収入済額を申し上げます。

1款町税8億110万9,721円、2款地方譲与税8,657万1,000円、3款利子割交付金20万8,000円、4款配当割交付金387万9,000円、5款株式等譲渡所得割交付金488万4,000円、6款法人事業税交付金1,614万6,000円、7款地方消費税交付金1億6,670万1,000円、8款ゴルフ場利用税交付金1,301万760円、9款環境性能割交付金741万9,000円、10款地方特例交付金145万3,000円、11款地方交付税26億7,841万7,000円、12款交通安全対策特別交付金100万1,000円、13款分担金及び負担金1,767万8,228円、14款使用料及び手数料4,015万8,485円。

6ページをお願いいたします。

15款国庫支出金5億2,316万7,148円、16款県支出金2億6,261万5,131円、17款財産収入1,005万4,153円、18款寄附金1億2,240万1,496円、19款繰入金1億4,291万8,581円、20款繰越金1億882万4,513円、21款諸収入8,901万9,669円、22款町債3億4,100万円、23款自動車取得税交付金39万5,161円、歳入合計の収入済額が54億3,903万2,046円です。

8ページをお願いいたします。

歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款議会費6,658万666円、2款総務費11億6,632万6,493円、3款民生費10億8,637万5,090円、4款衛生費8億1,358万3,914円、5款労働費70万1,400円、6款農林水産業費2億

4, 031万5, 088円、7款商工費8, 677万2, 852円、8款土木費4億4, 833万7, 261円、9款消防費2億9, 212万7, 420円、10款教育費4億8, 954万4, 854円。

10ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、支出はございません。12款公債費6億1, 229万3, 140円、13款諸支出金197万7, 187円、14款予備費、支出はございません。歳出合計の支出済額は53億493万5, 365円です。

なお、12ページからの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

続きまして、200ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。一般会計の表中区分と金額を申し上げます。

1、歳入総額54億3, 903万2, 046円、2、歳出総額53億493万5, 365円、3、歳入歳出差引額1億3, 409万6, 681円、4、翌年度へ繰越すべき財源、継続費通次繰越額はございません。繰越明許費繰越額3, 138万2, 000円、事故繰越し繰越額はございません。計3, 038万2, 000円、5、実質収支額1億271万4, 681円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 次に、第55号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第56号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び第57号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由の説明を福祉課長に求めます。福祉課長

(市川博生福祉課長 登壇)

○福祉課長 市川博生 命によりまして、第55号議案から第57号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

決算書の201ページをお願いいたします。

第55号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

202ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款国民健康保険税1億3,917万9,802円、2款使用料及び手数料8,300円、3款国庫支出金2万円、4款県支出金6億4,705万5,392円、5款財産収入7,275円、6款繰入金8,108万7,273円、7款繰越金772万6,871円、8款諸収入1,021万6,851円、歳入合計8億8,530万1,764円でございます。

204ページをお願いいたします。

次に歳出です。款の区分と歳出済額を申し上げます。

1款総務費202万9,537円、2款保険給付費6億1,881万3,808円、3款国民健康保険事業費納付金2億2,595万2,125円、4款共同事業拠出金20円、5款財政安定化基金拠出金はございません。6款保健事業費1,513万5,648円、7款基金積立金7,275円、8款公債費はございません。9款諸支出金1,431万1,730円、10款予備費はございません。

206ページをお願いします。

歳出合計8億8,225万143円です。歳入歳出差引残額305万1,621円。

次の208ページから233ページまでの歳入歳出決算事項別明細書でございますが、さきの全員協議会におきましてご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

234ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。国民健康保険特別会計、1、歳入総額8億8,530万1,764円、2、歳出総額8億8,225万143円、3、歳入歳出差引額305万1,621円、4、翌年度繰越すべき財源はございません。5、実質収支額305万1,621円、6、実質収支のうち地方自治法第233条の2に規定する基金繰入れ額はございません。

次に、235ページをお願いします。

第56号議案です。

令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付

する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

236ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料9,273万7,300円、2款使用料及び手数料はございません。3款繰入金5,180万6,647円、4款繰越金182万249円、5款諸収入619万9,741円、歳入合計1億5,256万3,937円でございます。

238ページをお願いいたします。

次に歳出です。款の区分と支出済額を申し上げます。

1款総務費232万9,174円、2款保健事業費678万5,055円、3款後期高齢者医療広域連合納付金1億4,164万9,033円、4款諸支出金12万2,400円、5款公債費はございません。6款予備費もございません。歳出合計1億5,089万5,662円です。歳入歳出差引残額は166万8,275円。

次に、240ページから247までの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

248ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。後期高齢者医療特別会計、1、歳入総額1億5,256万3,937円、2、歳出総額1億5,089万7,662円、3、歳入歳出差引額166万8,275円、4、翌年度へ繰越すべき財源はございません。5、実質収支額166万8,275円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

続きまして、249ページをお願いいたします。

第57号議案でございます。

令和5年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

250ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

初めに歳入ですが、款の区分と収入済額を申し上げます。

1 款保険料 2 億 1, 5 6 0 万 2, 7 3 1 円、2 款使用料及び手数料 1, 3 0 0 円、3 款国庫支出金 3 億 7, 2 8 6 万 7, 6 7 6 円、4 款支払基金交付金 3 億 5, 1 6 8 万 4, 0 2 1 円、5 款県支出金 1 億 9, 7 2 7 万 4, 6 2 1 円、6 款財産収入 1 万 4, 5 7 7 円、7 款繰入金 2 億 1 4 7 万 6, 0 7 5 円、8 款繰越金 4, 5 3 5 万 4, 1 4 5 円、9 款諸収入 2 7 5 万 6, 7 5 2 円、歳入合計 1 3 億 8, 7 0 3 万 1, 8 9 8 円でございます。

2 5 2 ページをお願いいたします。

次に歳出ですが、款の区分と支出済額を申し上げます。

1 款総務費 1, 3 9 4 万 3, 6 9 2 円、2 款保険給付費 1 1 億 8, 0 3 0 万 5, 4 3 4 円、3 款財政安定化基金拠出金はございません。4 款基金積立金 8 3 万 2, 3 3 2 円、5 款地域支援事業費 7, 3 9 7 万 4, 8 1 6 円、6 款公債費はございません。7 款諸支出金 4, 6 6 8 万 2, 8 3 2 円、8 款予備費はございません。

2 5 4 ページをお願いいたします。

歳出合計 1 3 億 1, 5 7 3 万 9, 1 0 6 円、歳入歳出差引残額 7, 1 2 9 万 2, 7 9 2 円。

次の 2 5 6 ページから 2 8 3 ページまでの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げておりますので、省略させていただきます。

2 8 4 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。介護保険特別会計、1、歳入総額 1 3 億 8, 7 0 3 万 1, 8 9 8 円、2、歳出総額 1 3 億 1, 5 7 3 万 9, 1 0 6 円、3、歳入歳出差引額 7, 1 2 9 万 2, 7 9 2 円、4、翌年度へ繰越すべき財源はございません。5、実質収支額 7, 1 2 9 万 2, 7 9 2 円、6、実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入れ額はございません。

以上でございます。

○議長 佐藤博 次に、第 5 8 号議案 令和 5 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、第 5 9 号議案 令和 5 年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明を建設水道課長に求めます。建設水道課長

(鈴木昌吾建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 鈴木昌吾 命によりまして、第 5 8 号議案及び第 5 9 号議案を朗読し、ご提案、ご説明いたします。

決算書の285ページをごらんください。

第58号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

286ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算書。

歳入、款の区分と収入済額を申し上げます。

1款分担金及び負担金645万1,573円、2款使用料及び手数料2,277万7,371円、3款国庫支出金1,016万2,000円、4款県支出金295万5,000円、5款財産収入1,156円、6款繰入金1,382万8,000円、7款繰越金100万円、8款諸収入100円、9款町債4,020万円、歳入合計9,737万5,200円。

288ページをお願いいたします。

歳出、款の区分と支出済額を申し上げます。

1款浄化槽事業費7,819万1,991円、2款公債費921万7,638円、3款予備費、ございません。歳出合計8,740万9,629円、歳入歳出差引残額996万5,571円。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

次の290ページから297ページまでの令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

298ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。浄化槽整備事業特別会計、区分1、歳入総額9,737万5,200円、2、歳出総額8,740万9,629円、3、歳入歳出差引額996万5,571円、4、翌年度へ繰越すべき財源はございません。5、実質収支額996万5,571円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入れ額はございません。

以上でございます。

続きまして、別冊水道事業決算の1ページをご覧ください。

第59号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和5年度下仁田町水道事

業会計決算に伴う未処分利益剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、令和5年度下仁田町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年9月9日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和5年度下仁田町水道事業決算報告。

収益的収入及び支出でございますが、款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款水道事業収益2億5,797万7,928円、支出、第1款水道事業費用2億3,580万4,514円でございます。

4ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございますが、同じく款の区分と決算額のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入8,283万7,787円、支出、第1款資本的支出1億5,891万1,719円でございます。資本的収入が資本的支出に対し不足する額7,607万3,932円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237万3,749円、当年度分損益勘定留保資金5,356万5,717円、減債積立金2,013万4,466円で補填した。

7ページ以降の説明につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 ここで暫時休憩いたします。

監査委員の入室をお願いいたします。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時31分

(茂木吉成監査委員 入室)

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

第54号議案から第59号議案の提案の説明が終わりましたので、監査委員から監査結果の報告を願います。監査委員

(茂木吉成監査委員 登壇)

○監査委員 茂木吉成 監査委員の茂木吉成です。

ご指名を受けましたので、令和5年度下仁田町一般会計特別会計決算及び基金運用状況並びに公営企業会計決算について審査しましたので、その結果を報告いたします。

去る8月5日から8月7日までの期間にわたり、千野榮治監査委員と共に地方自治法第233第2項、第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された書類を審査いたしました。また、平成19年6月に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定による審査も併せて実施いたしました。

審査の対象ですが、一般会計及び特別会計においては、令和5年度下仁田町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、浄化槽整備事業特別会計の各歳入歳出決算書、令和5年度下仁田町各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、基金の状況一覧等であります。

公営企業会計においては、令和5年度下仁田町水道事業会計決算書であります。

審査の方法ですが、町長から提出されました令和5年度各会計の決算書類及び附属書類が法令に規定された様式に基づき作成されているか、また、計数が正確であるかを確認するとともに、必要に応じて関係職員から説明聴取を受けました。

基金の状況一覧は、その計数が正確であるか、また、基金が正確に運用されているかなどを主眼にして審査を実施いたしました。

公営企業会計は、関係書類が法令の規定に従い作成され、経営成績、財政状態を検証するため、諸帳簿等の突合を実施し、地方公営企業法第3条の趣旨に則って事業が運営されているかを主眼に審査し、必要に応じて関係職員から説明を聴取いたしました。

次に、審査の結果ですが、審査に付された各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類は、いずれも法令で示す様式を整え、その計数は正確でありました。

予算の執行状況は以前に比べまして、予算額と支出済額との差額の過大さは見受けられなくなりました。

なお、不用額の大きな項目については、それぞれ担当から概要を説明済みです。

基金について、計数及び運用状況は適正に管理運用されておりました。

公営企業会計処理は、企業会計原則に準拠して行われ、その計算は正確であり、各事業の経営成績及び財政状態は適正に表示しているものと認められました。

次に、財政健全化審査は、町長から提出されました健全化判断比率及びそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類に基づきまして審査をいたしました。

また、経営健全化審査も町長が提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をいたしました。

いずれも適正に作成されており、基準をクリアしています。

次に、審査の概要を述べますので、今後の行政執行に留意をお願いしたいと思います。

一般会計、特別会計に共通して言えることは、予算執行においては、さきにも申し上げましたように、予算額と支払済額との差額は改善されております。予算の策定に当たっては、資料の収集に努め、経常的経費も常に見直しを行い、単に前年踏襲にならないよう、適正な予算額の計上に努めていただきたい。また、税の公平負担の原則の立場から、滞納者に寄り添った納税相談や早期督促、早期調査、早期差押、早期執行停止や現年度滞納処分に係る給与や年金の差押による滞納の高額化の抑制と滞納者対策を積極的に行った結果、町税全体の収納率は99.45%で、県内上位の収納率となっており、収納未済額圧縮に向け努力されたことがうかがえます。

歳入確保や公平負担の原則遵守のため、自主納付思想啓発、悪質滞納者への法的手段も含め、徴収手法のさらなるレベルアップにより、滞納額の圧縮及び収納率向上に引き続き取り組まれない。

令和5年度以降も物価高騰等の影響による税収減少や、徴収率減少も懸念されます。税減免措置による税収減分は、交付税措置や交付金、国庫補助金等で補填されるとはいえ、今後ともよりきめ細やかな納税対応を推進願いたい。

次に、公営企業会計水道事業は、人口減少に伴い、早急な回復は望めない現状下においては、主要施策と実現方策として、経年管や施設の計画的更新や耐震化、災害時の給水体制の充実、水質検査や水質監視に係る管理体制の強化、濁水対策、有収率の向上や経費節減等の運営基盤強化、環境への配慮等の取組を推進徹底し、経営のさらなる安定化に努められたい。

最後になりましたが、今後の財政運営につきましては、これまで行ってきた行財政改革を引き続き推進するとともに、効果的な事業運営と健全な財政運営に努め、下仁田町民福祉の向上に一層努力されますようお願いいたします。

以上で、下仁田町一般会計、特別会計、公営企業会計の監査意見を申し上げます。よろしく願います。以上であります。

○議長 佐藤博 ご報告ありがとうございました。

監査結果の報告が終わりましたので、第54号議案から第59号議案に対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますようにあらかじめお願いをいたします。それでは質疑をどうぞ。堀口博志君

○10番 堀口博志 一般会計の予算についてです。今度の決算に上程されました執行された予算について、町長にちょっとお聞きをしたいんですけども、コロナ禍、令和5年度ですから、コロナ禍の中、非常に世の中も混乱をしておる中で、54億の予算が執行できたという中、国からのコロナに対する助成金もありまして、商品券や援助券、また観光タクシーや低所得者に係る援助等々が、予算書から見れば非常に町政に対して目覚ましい成果もあったように感じております。

そんな中ですけども、この予算、令和5年度の執行にあたりまして、町長の執行率、達成率、達成感というんですか、まあ100%とした場合、町長はどのくらい達成感を持っておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 達成感ですか。ともかく、私は町民を守る立場からいろんな形で予算も対応も時々、また年度によって変わります。が、全て町民に、そういった形で進めてまいりました。

ですから、どのくらいできたか、それはこの数字で表しております。そういう執行をしております。

○議長 佐藤博 堀口博志君

○10番 堀口博志 町長が今答弁いただいたように、町民本位で行政を運営してきて、また成果があるという回答だとは思いますが、まあそのとおりでしょう。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 パーセントは言いませんが、要望なり、いろんな形で来たものが達成できていると思います。

○議長 佐藤博 堀口博志君

○10番 堀口博志 非常にいいお答えを聞きまして、達成感があったというような、これが1年間責任ある立場で運営をしてきた町長の言葉ですので深く感銘を受け、認認するところでございます。そこでちょっと質問をしたいんですけども、決算書175ページ、これ馬山の生活センター建設の費用なんですけれども、設計費が203万、そして建設費が5,180万なんですけ

れども、当初、町長の先ほど答弁をいただきました中で、住民と話し合っ
て寄り添って行政を進めていくという中で、建設にあたりまして、当時の課長、
係長に、せつかくこれを建設するんであるなら、住民の皆さんの意見をよく
聞いて反映できるような施設を造りたいから、よく意見交換、意見を聞いて
こいという指示を当時の課長に出していただきました。

それを受けまして、当地区の区長さん、また要望書を出したときの区
長さん等々で、3回にわたる意見交換、課長らとし、その結果を町長に
報告をいたしました経緯がございます。しかしながら、その経緯の中に
一つも受け入れてもらうことなく、縮小縮小の中でこの予算になってお
ります。

当時の区長並びに住民の代表の皆さんは、非常に残念に思いまして、町長
に面会したく、役場でも席を設けていただきまして町長と懇談をいたしまし
た。しかし、頭ごなしに聞く耳持たずで、この結果となりました。

達成できた、建設できたということには成果があるんですけども、その
達成率や町長の町政運営に対して、これを達成率成果があるということは、
この生活センターを造るために圧縮圧縮することがその成果だったのか、ち
よっとお聞きしたいと思います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 今、当時の課長、ここにいないんですけども、話合いの中で私
の代理として、教育課長が馬山の住民と代表者と話をした中、それで最終的
に役場へ来られて話をしました。その中で十分話をしまして、最終的にいろ
んな形で予算の問題があると。それを来られた住民は、みんな納得してい
ただきました。そこで、どうしても、じゃ、この形でということで、私は了承
しました。そういうことになっております。

○議長 佐藤博 堀口博志君

○10番 堀口博志 私もその席に在席しておりましたがちょっと違うような気も
いたします。しかしながら、そういう面で圧縮圧縮の中ですけども、口頭
で町長は申してくれた行政、確かに財政改革をやる必要の中ではありますが、
将来にわたって、過去、道の駅建設でも3,000万円の圧縮をしたと。そ
ういう成果だった。しかし、建設をして間もないのに、今度は1億5,000
万をかけて増築をしていると。しかし、それも施設を今圧縮して造ったこと
によって将来また保険が残るのではないかと、地区の皆さんはそう思ってい
ます。

そのときに、町長が冒頭におっしゃられたように地域の皆さんと話をして

運営をしていきたいと、それをしていただければもう少し改善はできたんじゃないかなというふうに今思うところであります。

それと同時に、今度の一般会計の補正予算みたいに、取下げにはなりましたが、某地区の防災会館、この設計費、これが1,150万の設計費のところでした。審議しなかったんで取り下げてもらった経緯もあります。

しかし、要望しないところには片や馬山が要望してというのは230万の設計、片や意味の置かない、要望のないところには1,150万円の設計費をしていると。これ5倍ですよ。こういうのはもしかして、これは偏見かもしれんけど、町長は地域的偏見意識を持っているのではないかというふうにも察するんですけれども、答弁を願います。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 それは全く誤解です。

○議長 佐藤博 堀口博志君

○10番 堀口博志 それでは、どういう経緯でそういう風になっているんだか、尚早の中でただいま質問をしていることでもありますので、客観的に捉えますと、数字の面、経緯を見てもそういうふうに私は受け取れると、そういうことでもありますので、この場では回答は結構ですから、意見として申し添えておきます。

○議長 佐藤博 ほかにご質疑。岩崎正春君

○7番 岩崎正春 時間が迫っているので、手短にやりたいと思います。

決算書の55ページの町長車の管理費の中で、決算額が町長車運転手が30万6,641円ということになっております。町長車を新しく、クラウン買いましてから、大体毎年65万円から90万円近くの運転手費用が今まであったんですけれども、今年はかなり少ないんですけれども、この理由はどのような理由だったんでしょうか。

ちなみに、令和5年度の予算額で言うと89万1,000円です。

○議長 佐藤博 町長

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午前11時53分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。総務課長

○総務課長 下山光一 お答えいたします。

手元に前年度の比較資料がございませんので、はっきりしたことは予算決算特別委員会のほうで回答させていただきたいと思うんですけれども、実情

についてはそれほど前年と比較はないという認識でありますので、予算決算のところで回答させていただきたいと思います。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 もちろんこれはその委員会とか所管分であるんですけども、町長の活動というのはいろんなものがありまして、町長でなければできない活動があります。それで全般に、町長の活動によって行政全般に大きな影響を与えるので、これ質問させていただきました。

金額のところは、中身はまた課長が言う内容でいいです。それで、私が聞きたいのは、コロナ禍も一応5類になりまして、かなりいろいろ自由に動けるようになりました。コロナ禍の中でもいろんな、実際、首長さんとかも活動されていたようです。

それで、下仁田町も今の監査報告見ると、財政内容も大分好転しているのはもちろん皆さんの努力の結果だと思いますけれども、町長が中央省庁とか県とか、あるいは地元選出の国会議員とか、そういうところに私はなるべく日頃からコンタクトを取って活動されて、画竜点睛といいますか、よく詰めておいてもらえれば職員の皆さんも話が進みやすいんじゃないかなと思って。

これは急に3分の1くらいになっちゃっていたんで、出ていくことが少なかったのかどうか、あるいは町長運転手が特別に採用しなくて、職員がやられたのか、その辺どうだったのかということです。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 お答えいたします。

昨年、コロナの感染が緩和されたことによりまして、委託している業者さんの自分の営業とかが忙しくなったということで、お願いができずに職員が運転手をしていたということが多々ありました。

そういったことから、実績ベースで見ると前年度に比べて、回数はそれほど変わらないんですけども、運転手としての支出は減っているような状況が見受けられております。実数ではそれほど、回数自体は変わっていないと認識しております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 それでは、委託していて頼んでいた分を行う、今誰が運転をされているんですか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 下山光一 昨年ですと、秘書係のほうで対応できる限りは対応しておりました。その部分は当然、賃金等発生しておりませんので、そちらのほ

うは当然支出が減っている状況となっております。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 ちょっと勘違いしないでもらいたいののは、これを経費を削減するとかそういうことを言っているんじゃないでなくて、大いに、今度の政権もどうなるかわかりません。変わるかもしれませんがと思いますけれども、日頃からかなりよく話を詰めてもらって、いざ、町の事業をやるときには何か物事がスムーズに、町の意見を反映してもらえる、あるいは情報を仕入れてもらえるような、大いに活動してもらいたいという意味で質問させていただきました。その辺はどうでしょう。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 今、おっしゃるとおり、必要に応じて、あるいはそれ以上にしたいと思っています。活動していきたいと思っています。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 お昼になったところで終わりますけれども、いろんなところから、非公式ではありますがけれども、比較的、下仁田の町長は県・国等に訪問する機会がお見えになることが少ないような気がするという意見も聞いていたもので、まあ本人はそうじゃないと思いますけれども、ぜひ大いに活動していただきたいと、そういうことでお願いします。

○議長 佐藤博 町長

○町長 原秀男 そんなふうですかね、私の方がよっぽど行っていると思いますけれども。隣、近隣町村見ても、甘楽町長も町村会長、国のほうもやっていたから、もちろん相当出ているんでしょうけれども、その全般に見て私の方がよっぽど行っていると思いますけれども、どうでしょうか。

○議長 佐藤博 ほかに、ご質疑ございますか。

質疑がないようですので、質疑を終結して、第54号議案から第59号議案の6議案については、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第13、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第2号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての陳情書は、社会経済常任委

員会に付託いたします。

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
大変ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

散 会 令和6年9月11日 午後 0時02分